

お知らせ information

暮らし



国民年金から 国民年金保険料免除 等の申請について

保険料が納め忘れの状態
で、障害や死亡といった不慮
の事故が発生すると、障害基
礎年金や遺族基礎年金を受け
られない場合があります。

経済的な理由などで国民年
金保険料を納付することが困
難な場合には、保険料の納付
が免除・猶予となる「保険料
免除制度」や「納付猶予制度
(50歳未満)」がありますので、
住民税務課、洞爺総合支所地

域振興課、洞爺湖温泉支所ま
たは年金事務所手続きをし
てください。

令和6年度分(令和6年

7月分から令和7年6月分ま
で)の免除などの受付は令和

6年7月1日から開始されま
す。※申請時点の2年1ヵ月

前までさかのぼって申請可能
また、保険料を納付するこ

とが経済的に困難になったも
の、申請を忘れていた期間

がある方はご相談ください。

■問合せ 室蘭年金事務所お

客様相談室(☎0143-1

50-11004)／住民税務

課住民・戸籍年金係(☎74

13002)

カラスの営巣による 電気事故防止にご協 力ください

春先から初夏にかけて、カ

ラスの巣作りが盛んになり、
市街地では電柱にも巣が造ら

れます。巣の材料に針金ハン
ガーなどの金属が使われるこ

ともあり、この金属が電線に
触れると停電の原因となる場

合があります。電柱にカラス
の巣を見つけたときは、近く

のほくでんネットワークまで
ご連絡ください。

■問合せ 北海道電力ネット

ワーク株式会社室蘭支店(☎

0120-0610813)

堆肥の無料配布

▼配布日 6月10日(月)以

降の毎週月・土曜

▼時間 9時～15時(12時

～13時を除く)

▼持ち物 必ず堆肥を入れる
土のう袋などを持参してくだ

さい(多くの人に配布するた
め、1人につき土のう袋で10

袋までとなります)

▼場所 洞爺湖町リサイク

ルセンター花美館

■問合せ 生活環境課環境衛

生係(74-3006)

行政



「子育てサロン」移転 のお知らせ

洞爺湖町地域交流センター
内の「子育てサロン」を、6
月から「母と子の館」に移転

しました。

▼場所 あぶた母と子の館

児童室

▼利用時間 9時～15時

▼休館日 金曜日、12月30日

～1月5日

※共有スペースのため、事前
に空き情報を確認してくださ
い(あぶた母と子の館 ☎76

12937)

▼利用できる人 子育て世代

▼料金 無料

▼利用方法 サロン室の名簿
に氏名を記入してください

■問合せ 子育て支援課(☎

82-7100)

げんき館ペトル、 リサイクルプラザの 休館について

げんき館およびリサイクル

プラザ環境学習フロア(室蘭

市石川町)が新中間処理施設

建設に伴う蒸気供給管接続工
事のため、全館休館します。

▼期間 7月1日(月)～

9月30日(月)

■問合せ げんき館ペトル

(☎0143-5913443)

リサイクルプラザ(☎0143

18411621)

TOYAKO
とやこに**広告**を掲載しませんか
町では、地域経済の活性化を図るため、広報とや
こに広告を掲載する民間の企業や自営業者を募集
しています。
締切は発行月の前月5日までです。掲載料や手続
きについてはお問い合わせください。
■問合せ 企画財政課広報統計係 (☎ 74-3004)

あなたの
悩みに
コたエを
出します
面談
電話
相談予約
ダイヤル
完全無料
0143-47-8373
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)
ハロー弁護士相談 月～金曜日10:00～16:00(祝日・年末年始は除く)
☎011-281-8686 1回15分
相談無料
※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。
札幌弁護士会 むろらん法律相談センター



障がい児(者)手当制度のお知らせ

障がいのある人の経済的な援助として、次の手当の支給を行っています。

障がい児を養育している人に 支給される手当

特別児童扶養手当

20歳未満の身体・知的・精神に**重度・中度の障がい**がある児童を養育している父母などに支給されます。なお、児童が福祉施設に入所しているとき、受給者およびその家族に一定の所得があるときは支給されません。

対象児童 ①身体障害者手帳1～3級程度および4級(一部)に相当する程度の障がいがある児童(障がいの部位によって異なります)

②療育手帳A判定およびB判定(一部)に相当する程度の知的障がいがある児童

③精神障害者保健福祉手帳1級および2級(一部)に相当する程度の障がいがある児童

手当月額 重度(1級) 55,350円
中度(2級) 36,860円

障がい児(者) 本人に支給される手当

障害児福祉手当

重度の障がいがあるために、日常生活において、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます。なお、児童が施設に入所しているとき、本人・扶養義務者に一定の所得があるときは支給されません。

対象児童 ①身体障害者手帳1～2級(一部)に相当する程度の障がいがある児童(障がいの部位によって異なります)

②療育手帳A判定(一部)に相当する程度の知的障がいがある児童

③精神障害者保健福祉手帳1級～2級(一部)に相当する程度の障がいがある児童

手当月額 15,690円

特別障害者手当

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の人に支給されます。なお、本人が施設に入所しているときや病院などに3か月を超えて入院したとき、本人・扶養義務者などに一定の所得があるときは支給されません。

対象者 ①身体障害者手帳1～2級程度の障がい複数以上あり、常に特別の介護を必要とする人(障がいの部位によって異なります)

②知的・精神・血液・内臓障がいなどで①と同程度の状態であり、常に特別の介護を必要とする人

手当月額 28,840円

※認定請求の手続き

これらの手当の支給を受けるためには、役場窓口で認定請求の手続きを行うことが必要です。ただし、所得や施設入所などによる支給制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■問合せ 健康福祉課福祉支援係 ☎ 76-4006

募集



産業振興課 (74-3005)

■問合せ
「188」に確認または警察相談専用電話「#9119」に確認しましょう。

経済アナリストの森永卓郎氏など著名人をかたる「SNS型投資詐欺」が全国で多発しています。前年の被害額は約277億円にのびりました。衣料品大手ZOZO創業者の前澤友作氏や、インターネット掲示板「2ちゃんねる」開設者の西村博之氏らをかたる偽の投資広告を閲覧しクリックすると、外国為替証拠金取引(FX)投資を勧誘され現金を振り込んだとの事案もあります。

著名人をかたるSNS投資詐欺にご注意!

自衛官募集



▼募集種目 第2回予備自衛官補(①一般②技術) ③第1回技術貸費学生

資格

①一般 18歳以上52歳未満
②技術 18歳以上で国家資格免許などを有する

③技術貸費学生 大学の理学部、工学部の3、4年次または大学院修士課程在学

▼受付期間 ①②9月19日(木)まで③10月11日(金)まで

▼試験期日 ①②9月21日(土)③10月7日(月)のいずれか一日③11月4日(月)

問合せ

防衛省自衛隊札幌地方協力本部室蘭地域事務所 ☎ 0143-4419533

消防吏員募集



▼募集職種 消防吏員(消防士)

▼採用人数 3人

▼資格 平成9年4月2日

～平成19年4月1日生まれ



人権擁護委員候補者を募集します

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権に関する相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局の職員と協力しながら、人権侵害から被害者を救済するほか、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらうための啓発活動を行います。

人権擁護委員は無報酬ですが、現在、全国で約

14,000 人が法務大臣より委嘱を受け、各市町村で人権擁護活動に携わっています。(洞爺湖町でも5 人の人権擁護委員が活動されています)

委員の活動については特別な知識や資格は必要ありません。これまでの経験を活かし町の人権擁護活動にご協力いただける人を広く募集します。

募集内容

- 募集人数 2 人 (令和 6 年度中に任期終了を迎える委員の後任として)
- 対象地区 洞爺湖温泉地区、虻田地区
- 任 期 委嘱日から 3 年
- 応募資格 以下の条件を満たす人
 - ①洞爺湖温泉地区、虻田地区に在住で、選挙権を持つ 20 歳以上の人
 - ②人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある人
- 応募方法 住民税務課住民・戸籍年金係までご連絡ください
- 応募締切 9 月 2 日 (月) ※募集人数に達した場合は、募集を締め切ります
- 委嘱手順
 - ①ご応募いただいた人と面談し、再度意思確認をしたうえで委員候補者とさせていただきます。ただし、結果的にお断りさせていただくこともあります
 - ②洞爺湖町議会に意見を求めたうえで、法務局へ委員候補者として推薦します
 - ③法務局からの委嘱を受け、人権擁護委員として活動していただきます (報酬はありませんが、交通費など活動に応じた費用は支給されます)

応募は自薦・推薦を問いません。皆様からのご応募をお待ちしています。

■問合せ 住民税務課住民・戸籍年金係 (☎ 74-3002)

▶人権擁護委員について詳しくはこちら (法務省ホームページ)



で、高校卒業以上の学歴を有する (令和 7 年 3 月に卒業見込を含む)

▼受付期間 6 月 30 日 (日) まで (郵送の場合は 6 月 30 日の消印まで有効)

※詳細は西胆振行政事務組合ホームページで確認するか、消防本部総務課にお問い合わせください。

資料請求・申込・問合せ

西胆振行政事務組合消防本部
総務課 (☎ 0142-2115000) 西胆振行政事務組合 HP: <http://nfdl19sakura.ne.jp>



相談



無料法律相談会開催

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。必ず 2 日前の 17 時までに事前予約してください。

定員 (3 人) になり次第、締め切ります。

▼日時 ① 6 月 20 日 (木) ② 7 月 4 日 (木) 13 時 30 分 ~ 15 時

▼場所 ① 洞爺湖町役場 ② 洞爺総合センター

▼担当 ① 菊地俊邦弁護士 (北海道みらい法律事務所)

② 高村真人弁護士 (むろらん法律事務所)

■問合せ 住民税務課住民・戸籍年金係 (74-3002)

「行政に関わるくらしの無料相談会」開催

相続手続、契約手続、遺言書や官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。

▼日時 ① 6 月 15 日 (土) ② 7 月 20 日 (土) 9 時 30 分 ~ 12 時

▼場所 ウトゥラノ

■問合せ 北海道行政書士会 室蘭支部 (☎ 82-7023 担当河合)

住民税務課住民・戸籍年金係 (☎ 74-3002)

働きたい人のための出張相談会

働きたい人を応援する無料出張相談会を開催します。むろらん地域若者サポートス

心からおくやみ 申し上げます

故合佐毘茂さん
■ 4月19日死去 ■ 83歳 ■ 遺族は千代子さん ■ 曙
故香川喜代司さん
■ 4月19日死去 ■ 85歳 ■ 遺族は明美さん ■ 3町内
故石川真寿美さん
■ 4月20日死去 ■ 49歳 ■ 遺族は和典さん ■ 蛇5区
故細江恭子さん
■ 4月23日死去 ■ 94歳 ■ 遺族は宏之さん ■ 清水
故平山悦子さん
■ 4月24日死去 ■ 85歳 ■ 遺族は勝俊さん ■ 月浦
故木下憲治さん
■ 4月25日死去 ■ 76歳 ■ 遺族はクニ子さん ■ 香川
故大久保文子さん
■ 5月6日死去 ■ 84歳 ■ 遺族は友美さん ■ 蛇5区
故高橋美知子さん
■ 5月10日死去 ■ 78歳 ■ 遺族は六沢真弓さん ■ 蛇2区
故鈴木英子さん
■ 5月10日死去 ■ 80歳 ■ 遺族は秀雄さん ■ 蛇5区
故山浦キミ子さん
■ 5月10日死去 ■ 100歳 ■ 遺族は和好さん ■ 泉区
故山崎太一さん
■ 5月11日死去 ■ 87歳 ■ 遺族は利子さん ■ 清水
故毛利求さん
■ 5月14日死去 ■ 87歳 ■ 遺族は保子さん ■ 蛇3区

4月20日から5月19日届出分

広報紙への掲載は申請手続きが必要です。

寄付



■ 問合せ 0143-5016186
サポートステーション(☎)
▼ 内容 就労相談・就労体験ほか
▼ 対象 15歳から49歳の
人、家族
▼ 日時 7月11日(木) 13時30分~15時30分
▼ 場所 ハローワーク伊達
▼ 対象 15歳から49歳の
人、家族
▼ 内容 就労相談・就労体験ほか
▼ 日時 7月11日(木) 13時30分~15時30分
▼ 場所 ハローワーク伊達

善意のご寄付ありがとうございます。
● 社会福祉協議会
△ 芦原正雄さん(蛇5区)
△ 奥山洋子さん(温3区)
△ 下妻未乃さん(温3区)
△ 矢野孝典さん(蛇7区)
△ 蛇田神社
△ ふる里の丘総合福祉館
わたしのうた
あぶた俳句会 5月定例会
夫の手帳つづき連ねる三回忌
亀倉千鶴子

育ちゆく若子逞し鯉幟
佐藤美風

有珠山を借景にして鯉のぼり
矢野知子

愛犬の毛もひらひらと更衣
川上智恵

通販の初回限定山笑う
長曾我部弓子

マンションの窓手作りの鯉のぼり
千葉征子

防災とうやこ

今回は、能登半島地震の被災地支援に派遣した職員の現地レポートを掲載します

能登半島地震の被災地派遣で学んだこと

3月29日から4月7日まで、石川県輪島市に北海道の広域応援隊の一員として派遣されました。
輪島市では、地震の影響で多くの建物が被災し、一部の地域では断水が続くなど復旧が遅れ、建物の解体作業も進んでおらず、避難所となっている中学校の教室に罹災証明書の発行や支援相談の臨時の窓口が設置され、多くの住民が訪れていました。
私は、主に罹災証明書の申請受付や交付業務を担当し、窓口を訪れた住民は「家が潰れて住む場所がない、今後の生活が不安だ」という声が聞かれたほか、輪島市の職員は「想定以上の災害で、自宅が被災し職場で寝泊まりしている」と話すなど、非常に大変な生活を強いられていました。
それでも私たちに「遠くから来てくれてありがとう」と感謝を伝える方や復旧に向けて懸命に活動する方々の姿がありました。

今回の派遣で災害が与える影響の大きさを改めて痛感しました。
災害から命を守るためには、今起きている災害を自分事として捉えて備えることが大切です。自分は大丈夫だと思わず、今一度家族や地域の人と一緒に必要な備えを確認してほしいと思います。
そして、被害にあわれた方々が少しでも早く元の生活を取り戻せることを切に願います。
(総務課自治防災室 係長 山本 玲)



支えあう 住みよい社会 地域から



お元気ですか、
わたしたち **民生委員児童委員** は、
あなたの一番 **身近な相談員** です。

みなさんの暮らしを応援するため、
国から委嘱されて活動しています。

専門家ではありませんが、
子どもや家庭のこと、地域のことを
みなさんと一緒に考え
サポートしています。

ひとり暮らしの高齢者や子育て家庭など、地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談にのります。



消防団や自主防災組織などと協力し、災害に備えたまちの危険箇所の点検や避難訓練などに協力しています。

子どもにとって地域の身近なおじさん、お婆さんとなり、時には悩みごとの相談にものります。

地域の課題や住民支援に協力して取り組むため、行政機関や関係者と定期的に打合せを行います。

わたしたちの役割は **みつける・つなぐ・みまもる** です。

住民の身近な相談相手として、関係機関へのつなぎ役や、地域の見守り役として、さまざまな活動をしています。



民生委員児童委員とは

民生委員児童委員は地域住民のなかから選ばれ、自らも住民の一員という性格をもって、住民の見守りや相談活動を行います。(担当区域をもって活動します)

- 民生委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。
- 厚生労働大臣が定めた基準をふまえ、市(区)町村ごとに人数が定められています。
- 任期は3年で、再任も可能です。
- 無給のボランティアとして活動しています。(活動に必要な電話代・交通費などに充てる実費代償費の支弁があります。)

主任児童委員とは

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員児童委員です。(担当区域はもちません)

- 児童福祉関係機関と区域担当民生委員児童委員との連絡役となって、協力して活動を行います。

[連絡先]

洞爺湖町健康福祉センターさわやか内
健康福祉課福祉支援係 (☎ 76-4006 洞爺湖町栄町 63-1)